

事務連絡
平成25年2月15日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課人材養成・障害認定係

障害者の範囲に難病患者等を追加することに関する制度の周知について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、障害者の定義に難病患者等を追加し、対象となる難病患者等の方々は、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、市区町村で認められた障害福祉サービス等を利用できることとなります。

対象となる難病患者等の方々に必要なサービスを速やかに受けていただくためには、制度の周知が重要です。

今般、各自治体での周知用として別添のとおり、リーフレットを作成したので適宜加筆修正していただいた上でご活用いただくなど、制度の周知について徹底していただきますようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省障害保健福祉部

企画課 人材養成・障害認定係

青木、北村

TEL 03-5253-1111 (内線 3029)

FAX 03-3502-0892